

# 若松税理士事務所通信

平成29年 9月号 No.59

## <ごあいさつ>

早いもので今年も夏が終わりました。今年も、梅雨明け後、ほとんど雨が降らず、特に暑かったですね。

9月以降は、朝晩肌寒い日がございますので、季節の変わり目のこの時期、特にご自愛下さいませ。

## <小規模企業共済制度について>

小規模企業共済制度は、個人事業を廃止した時、会社等の役員を退職した時などの生活資金等をあらかじめ積み立てておくための共済制度です。

①小規模企業共済に加入できる方は、常時使用する従業員の数が20人以下（商業、宿泊業・娯楽業を除くサービス業では5人以下）の個人事業主または会社の役員等に限り（詳細はご相談下さい）。

②掛金月額、1,000円から7万円までの範囲内（500円単位）で自由に選択できます。加入後も掛金月額は、増額・減額できます。また、掛金の払込方法も「月払い」「半年払い」「年払い」から選択できます。

③掛金は税法上、全額を『小規模企業共済等掛金控除』として、課税対象となる所得から控除できます。また、1年以内の前納掛金も同様に控除できます。

④共済金は、廃業時・退職時に受け取れます（共済事由等をご確認下さい）。なお、満期はありません。

⑤共済金等の受取方法には、「一括受取」、「分割受取」「一括受取と分割受取の併用」の3種類があります。

税務上、一括受取は『退職所得扱い』、分割受取は『公的年金等の雑所得扱い』となります。

⑥共済契約者の方が納付した掛金の範囲内で、事業資金等の貸付けが受けられます。

※退職所得扱いの場合、『退職所得控除』があります。掛金の額も重要ですが、それ以上に勤続年数（契約期間）がとても重要になります。そのため、加入日が早ければ早いほど、退職所得控除の額は多くなります

①勤続年数20年以下⇒勤続年数×40万円

②勤続年数21年以上⇒（勤続年数－20年）×70万円＋800万

10年加入⇒400万円、20年加入⇒800万円、

30年加入⇒1,500万円

## <9・10月の税金関係>

- ① 7月決算の確定申告・1月決算の中間申告
- ② 個人事業者の消費税等の予定納税の振替納税・・・9月27日（水）
- ③ 個人市県民税の納付（第3期分）・・・10月末日

## <若松家の出来事>

現在、長男（年中）、次男（年少）、長女（11ヶ月）の3児の父親として育児に奮闘しております。

先月は、7月に引き続き、プール、川遊び、そうめん流し、海峡花火大会、馬関祭りにと、夏ならではの遊びをいっぱいしてたくさん思い出をつくりました。

長い夏休みもやっと終わり、9月より幼稚園が始まりました。長男は楽しそうに、次男は大泣きで通園して行きました…。また、連休明けより妻の育児休暇が終わり、仕事に復帰します。預り保育をお願いする予定ですが、二人とも寂しいと不安になってます…。

今後も、諸先輩方には、子育て等色々のご指導頂ければ幸いです。



最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、

電話・メール・FAXにて

お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所

下関市南部町2-7-2F

（弁護士法人ラグーン本店2階）

電話：083-234-1448

FAX：083-234-1449

E-mail：info@wakamatsu-office.com

HP：www.wakamatsu-office.com

